

No.	質疑	No.	回答
1	設計の内容に明記がない場合、又は相違がある場合は、原則として監督員の指示によるほか、次の優先順位(①質問回答書 ②現場説明書 ③特記仕様書 ④図面 ⑤標準仕様書)により判断することになるものと考えてよろしいですか？	1	質疑のとおりです。
2	参考数量書と業者側の積算内容で数量に相違があった場合(参考数量書の数量が過小であった場合)は、今までと同じように質疑回答書を提出することができますか？	2	提出することは可能です。ただし、設計図書に関する質疑は、契約事項になりますが、参考数量書に対する質疑は、原則として、非契約事項となります。
3	参考数量書と現場搬入の数量に相違があった場合でも、図面、仕様書等の内容に変更のない限り設計変更の対象となくなると考えてよろしいですか？	3	質疑のとおりです。
4	工事完成書類に添付する材料検査簿は、特記仕様書で指定されている機材についてのみ必要となるのでしょうか？(出荷証明書も必要となりますか？その場合の数量根拠は参考数量書ですか、業者積算内容ですか？)	4	<p>「材料検査簿について」 材料検査簿は、次のものが対象となります。 ①設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものとされた工事材料 ②主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないもの(浜松市建設工事執行規則第24条第7項)</p> <p>「自主検査記録について」 現場に搬入したすべての材料について、自主検査記録(任意様式)を監督員に提出することとなります。ただし、指定する材料については、監督員の検査を受けることとしていません。(特記仕様書)</p> <p>「出荷証明書について」 設計図書で指定された場合は、出荷証明が必要となります。(設計図書による指定)</p> <p>いずれの書類も、数量の根拠は、設計図書になります。設計数量は、設計図書を「公共建築数量積算基準」で算出した数量です。</p>
5	設計書がないとなると材料検査簿などの書類についても提出書類からなくなるのか？必要な根拠は？		
6	出来高の確認において、契約書に無い数量を使用するのでしょうか？		
7	検査時に参考数量書と出荷証明の照合を行わないという事は、材料検査簿の書類の作成は不要という事でしょうか？		
8	防水、塗装の検査において、換算数量は参考数量をもとに計算するのでしょうか？		
9	材料検査簿における設計数量は、変更がない限り参考数量を設計数量として扱いますか？		
10	材料検査簿の方向性？		
11	参考数量化により材料検査簿の数量及び運用はどのような対応になりますか？(補助金対象物件を含む)		

No.	質疑	No.	回答
12	設計書が設計図書でなくなると設計変更等(数量)の根拠は何を元に行うのか？	5	現設計の契約図書から算出された数量が協議する根拠となります。現設計の契約図書と変更契約図書の変った部分が、設計変更の対象となります。
13	設計変更が生じた時に採用する変更数量は、「①参考設計数量」「②施工者見積り数量」のどちらになりますか？ 契約書に(数量と単価を明記した)見積書を添付することは「はまつ住まいづくりガイド」に推奨されているとおり、トラブルを避ける為に必須のことと思われる。少なくとも上記のどちらを採用するのかを契約時に合意しておく必要があると思われるがいかがでしょうか？		
14	鉄骨工事においてHTBの数量等、掛率で割増しされた数量となっていたが、参考数量となった場合は、現場でロスがない場合、図面上の数量をクリアできていれば、設計数量として(参考数量より少なくとも)扱ってよろしいのでしょうか？ 担当者で協議して変更が必要ですか？		
15	増減の方法はどうなりますか？		
16	参考数量で工事後、工事での数量が変更になった場合、増減はどうなりますか？ 現在でも一式になっているものは増減なしは、おかしくないか。100ヶ→200ヶ使用しても増減なし？		
17	設計数量は参考数量となった場合、その参考数量に積算上の誤りがあった場合の変更の扱いはどうなりますか？ 図面が優先で参考数量は参考ということで無視されるものですか？		
18	設計変更手続の監督員に通知し確認を請求できる期限はあるのか？ 工事着手前とは、具体的にお知らせください。		
19	設計変更手続の調査の実施に対しての期限はあるのか？	7	明確な期限はありませんが、約款第18条第2項に「直ちに調査を行う」と規定されているため、直ちに調査を行うこととなります。

No.	質疑	No.	回答
20	設計変更手続の調査遅れに対する工程の遅れについては、いかがお考えか？	8	調査に時間を要し工期に影響があった場合は、約款第18条第5項の「必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更しなければならない」の規定により対応します。
21	今回の説明会の主旨から少し外れますが、設計変更する際の単価は、従来通り設計書の単価を採用するのでしょうか？	9	工事費内訳書(従来の金入り設計書)の単価を使用します。
22	本日の説明会資料の中で23ページQAは、浜松市ホームページで公表されますでしょうか？	10	質疑回答に「参考数量検査体制について」として記載しました。
23	QAの23ページの資料をください。		

※Qに関しては原文のままです。同じ内容の質疑もすべて掲載してあります。

参考数量検査体制について			
24	工法、仕様、材種、寸法・厚さ等の指定がある場合について	11	指定として検査します。
25	数量の確認について	12	参考数量書と出荷証明との照合検査はしません。
26	現場検査について	13	設計図書(契約事項)に基づき検査します。
27	防水・塗装等の塗布量が品質に係る検査について	14	換算資料、施工状況、空缶写真、出荷証明書で検査します。
28	アスファルト舗装等の出来形管理図について	15	指定であれば、検査対象、任意であれば検査対象外とします。